

第6回 明石市自治基本条例市民検証会議 議事概要

日 時 : 2025年7月15日(火) 15:00~17:30

場 所 : 市役所議会棟2階大会議室

出席委員 : 新川会長、丸山副会長、有年委員、大野委員、石井委員、崎野委員、堀内委員

1. 開会

2. 議事: 制度や検証内容について

(1) 財政運営制度について

財務室: 資料に基づいて説明

会長: ただ今の説明について、各委員からご意見、ご質問、検証結果に対する評価はないか。

委員: 質問というより意見であるが、「みんなの財政白書あかし」(以下「財政白書」という。)は、もともと「みんなで作る」であったのが、「で作る」が削られ、「みんな」になった。「作る」に重点を置き過ぎないよという意図は感じるが、私は、財政白書の存在意義は、市民をお客様にしないことであると思っている。

我々市民が、実際に市の財政を作っていくというニュアンスが、「作る」という部分に込められていたような気がしていたので、削られたことが悲しいという個人的な感情がある。併せて伝えたいことは、財政を作っていく上で、市民をお客様にせず、市民が関わるというスタンスを市に持って欲しいということである。財政白書の作成には、相当な負担かかっていると思う。トータルで考えると、おそらくコスパは悪いと思う。しかし、市民を報告待ちの状態にせず、一緒に作っていくというスタンスがあるのだと思う。今後も、市民が主体者意識を持てるような制度設計を望んでいる。

財務室: ご指摘いただいたとおり、財政白書の作成に係るスタンスとして、市の財政状況について、市民の皆さんに関心を持ってもらいたいというところはある。財政白書は、明石市の未来について話し合う際に活用していただくことができる重要な資料になると考えている。市民の意見を受けて一緒に考え、財政白書をもとに、今後の市制を進めていきたいと考えている。

委員: 定期的に財政白書を作る機会を設けてほしい。

財務室: 財政白書については、基本的には毎年更新する方針である。その時の現状をしっかりと市民に把握してもらうことが重要であると考えている。

委員: 更新のタイミングごとに、市民が主体的に関われるものであればよいと思う。

会長: 今の意見を踏まえて、進めていただければと思う。

委員：財政白書をぱっと見た感想としては、保守的な考えなのか、リベラルな考えなのかがよく表れているということである。歳出の分配割合を見る限り、明石市は、人を育てるまちではなく、困っている人に魚を与えて釣り竿を与えないという印象である。また、企業目線でみると、財政白書を見て、明石市で起業したいと思う人は、おそらくいないのではないかと思った。

先ほど釣り竿を与えないという話をしたが、明石市の予算の使い方、例えば、教育費の割合が少ないというところをみると、企業だけでなく、市民の経済循環が生まれづらくなっているのではないかと感じた。

財政白書は、見やすい資料であるとは思いますが、これを見て、明石で住みたくないと思ってしまったというのが私の意見である。財政運営の基本的な考えが、少し弱いのではないかと感じた。

明石市の財政状況について、政治家等が良い意見、悪い意見をいうが、実際、市民は、本当に良いか悪いかということがわかっていないところもある。もう少し、本当に明石市が儲かっているのかいないのか、将来的に良いのか悪いのかということがはっきり分かるような資料があればいいと思った。

会長：財政白書には、お金の出し入れの話や福祉、医療の話がたくさん出てくるが、企業家からすると、ここで新しいことが起こりそうなお金の流れにはなっていないのではないかというお話をいただいた。資料編には、それぞれ産業分野が出てはいるが、取り上げるべき項目、漫画の作り方等全体のバランスもあるが、どう工夫するかということも大事であると感じた。

財務室：財政白書は、主に、これまでの市の財政状況や取組を、端的にわかりやすく、中学生でもわかるように作成した。明石市は、人口減少の解消を図るため、前市長が、こども施策に重点を置き、人口を増やすための取組を行ってきた。よって、例えば、児童福祉費等に財源を手厚く配分してきた。現市長は、経済についても、今後、注力したいという方針もあるため、ここに一定の財源をシフトすることを検討することになると考えている。

委員から教育費の話が出たが、歳出の割合が高い民生費は、こども施策に充てられるものも含まれているため、教育費が抑えられているように見える。現状の財政状況では、民生費から教育費への振替は難しいが、議会からそういった意見も出ているため、今後の検討事項であると考えている。

市の予算は、バランスが重要であるため、事業者の支援等に対する予算措置も行っていくべきであると考えている。

財政状況がわかりにくいというご意見について、端的にいうと、現状は良いが、将来的には、庁舎やごみ処理施設の建設に当たって借金をするため、公共施設、各事業、歳出、歳入の見直し等といった取組を、随時必要に応じて進めていくことが必要であるということである。

総務課：予算に係る考え方が、これまでは、あれもこれもという「&」から、あれかこれかという「OR」に変わる中で、現在は、どこに重点的に配分するかという視点でも組まれている。しかし、明石市は、「SDGs 未来安心都市・明石」を掲げ、経済・社会・環境の3側面に総合的にアプローチを図るため、それぞれが損なわれないようにバランスよく予算が組まれている。そうした意味で、明石市は、経済を軽視しているわけではなく、今後も事業者を推進する側面で予算が編成される。実際、プレミアム付デジタル商品券の販売を予定しており、これは物価高騰対策としての市民の日常生活支援ではあるが、間接的には、事業者支援にもなる。今後も、産

官学共創課を中心に、各経済団体とも連携しながら、様々な事業を推進していくと考えている。

委員：プレミアム付デジタル商品券は、あくまでB to Cのことなので、私は事業者支援であるとは思わない。また、教育費を増やして欲しいというのは、働く人たちが明石市で活躍するためには必要であると考えているためである。小学校からは神戸市の学校に通わせるといったこともよく聞くので、明石市の教育を推進するためには少し足りていないと感じているため、検討してほしい。

会長：ウェイトをどう配分するか難しいところだが、政策的にはやはり考える必要がある。明石市の事情をしっかりと説明することも財政白書の役割かもしれない。そうであるなら、そういった説明が不足しているかもしれないというご指摘だった。

委員：財政白書は、冒頭に「黒字ですよ。明石市は、裕福ですよ。」と記載されており、反対に、「本当に大丈夫なのか。」と少し警戒心を抱いた。また、行政の考えが甘いのではないかという印象もあった。しかし、読み進めると、「大変ですよ。」という記載もあったので、やはりそうなのかと思った。現在は黒字だが、将来は赤字に向かうのであれば、もう少し長期の話を入れながら、と感じた。歳出の面では、特に、民生費が気になった。決算を見ると、民生費の占める割合が、全体の半分程度である。それ以外では、公債費、土木費が非常に気になる場所だった。

私は、予算を立てる段階で、いろいろな審議会に参加した経験がある。市民として、「見える化」していただいたことは、本当にプラスであったと思う。私が参加したユニバーサルデザインのまちづくり協議会において、山陽電車藤江駅のバリアフリー化について、議長、障害のある方、鉄道等公共交通機関の方のほか様々な関係者と集まって話し合い、街歩きもして、バリアフリー化工事について決定した。この決定がどうなるのかと思っていたが、明石市議会で可決され、新聞にも掲載された。そこで初めて、市の予算が決定するまでの過程を目の当たりにした。市民の何人かの声が、このように自治体の行政の予算に具体的に繋がっているということを経験し、こういった体験は大事であると思った。この経験を経て、明石市の職員の苦労を感じたし、明石市自治基本条例（以下「条例」という。）の基本原則である参画と協働に基づくということを私自身が体験したことはとてもよかったと思う。

今、気になるのは、まちづくりをする上で、市道の状態が非常に悪いことである。市として、SDGsを掲げ、車椅子の方、高齢者を含むみんなが外へ出て行けるようにということを謳うのであれば、道路の整備に取り組むべきであると思う。子どもにとっても道路の整備は、非常に大事であると思う。これは、かなりお金もかかり、一朝一夕にはいかないことが明らかである。後回しにするのではなく、計画的に進めないと間に合わないのではないかとというのが、実際にまちづくりをしている者として実感しているところであるが、市の考えを聞きたい。

財務室：土木費が少ないという資料になっているが、日常生活にかかわるライフラインを維持するための予算措置は、これまでも行っている。道路所管部局の体制の関係で整備が遅れているということはあるかもしれない。それについては、しっかりと体制を整えながら、順を追って道路整備を進めていくというのが、市全体の考え方である。

委員：県道も非常に劣悪な状態なので、県に要望書を出す予定である。県道の整備は、整いつつあるが、市道については、補修する程度で終わっている。補修の段階では済まない状態のところはたくさんある。間に合わせの補修でなく、抜本的な整備が必要な市道があるので前倒しでお考えいただ

きたい。

会長：必要な経費はしっかり出していくということが大前提だが、道路所管部局でしっかりと受けとめていただくよう伝えていただければと思う。一方、市民からすると、いつ、どこがどんなふうに良くなっているのかが全く見えていないというご意見であったかもしれない。

委員：民間提案制度に係る意見である。民間提案制度は最近導入されたとのことで、私も初めてホームページで見たときに、民間のアイデア搾取なのではと少し驚いた。当該制度の利用に係る民間のメリットは、今まで市が行っていない取組について注目されること等であると教えてもらった。検証項目である制度の公正性にかかわることだが、本来、行政で出すべきアイデア等を、民間にフリーライドするようなことが、行き過ぎてはいけないと思った。事業の見直し等支出を抑える取組は、非常に大切であると思うが、専門性には正当な対価を支払うべきであると考えている。民間提案制度に限らない話だが、行き過ぎのないようにというところが少し気になった。

財務室：民間提案制度は、原則、新たな市の財政負担なく、民間事業者のアイデアやノウハウを生かした提案を受けようというものである。昨年度、条件付で採用された事業を紹介すると、公共施設の一部に事業者が太陽光発電システムを設置し、発電された電力を市が安価で買い取って利用する、いわゆるPPA方式の太陽光発電システム設置事業がある。このように、市としては、安価な料金で電力を使用することができる一方、事業者としては、電力料収入を得ることによって、採算を十分に取ることができるという、それぞれにとって、有益な制度である。

産官学共創課：民間提案制度について補足する。この制度は、実質財政負担がない提案を採用することとしており、市が、1円も予算措置をしないというものではない。わかりやすい例を言えば、太陽光発電を設置するといった提案の場合、太陽光発電システムを設置する費用は、市が負担するが、後年度で電気代が当初より下がり、投資額以上の回収ができるという提案であれば、対象となる。また、企業負担で、明石市をフィールドに実証実験をしたいという提案もあり、これについては、当該実証実験期間中は、市の費用負担は一切ないが、実証実験の結果、市が効果を確認できれば、その後は、市として必要な予算を措置していく。民間事業者からすると、実証実験としてメディア等に取り上げられることもあり、宣伝効果もある。無料だから採用するという制度ではなく、しっかり効果を見極め、無料であったとしても、2年目以降、市が採用することが想定されない事業は、提案、採用には至っていないという結果もある。

検証項目である「公正で透明であること」という点について、民間提案制度は、アイデア等を知的財産と捉え、提案が採用に至り、事業化が決まれば、当該提案に係る事業者と、必ず、随意契約をするという点で保障している。市がアイデアだけをいただき、別の事業者に発注するということは、制度上、起こらない。加えて、民間提案制度の事業者側にとってのその他のメリットは、財政的なメリット以外にも、市が行う入札方式では導入できなかった民間のノウハウを活用できる提案が可能なことである。具体的には、既に事業化が決まっているものとして、エネルギーサービスプロバイダー方式の導入というものがある。これは、提案者が電力事業者を募り、市にとって最もメリットがある事業者を見つけ、市は、その電力を使用するというものである。当該メリットとは、電気代だけでなく、再生エネルギーを使ってCO₂の削減に繋がるといったもの

である。市としては、提案者に対して、一定の費用を支払うが、それでも財政的メリットがあり、また、脱炭素にも繋がる。このように、市としては、これまでの入札制度では実現しなかった効果を得ることができる。一方、事業者としては、そのような事業を提案できるというメリットがある。

委員：財政白書は、漫画等も入り、わかりやすく作られている。市民にもきっちり届けたいということがとても伝わってきて、素晴らしいものであると思うが、これは、あくまでも視覚、見るという視点で情報を入手するためのものになってしまっている。視覚障害者、高齢者、視覚だけで情報を得ることがしんどい方に向けて、せつかく作ったものが届かないのではないか。関心が向かなければ、財政について市民にしっかり知ってもらうことができない。他府県の市長が、YouTubeで、スライドを使用し、数字も言葉で伝え、財政について説明していた。私も、すごくわかりやすいと思い、聞いたことがあったので、そういった視覚以外から取得できる情報を用いて、予算や財政の部分をお届けする方法を、今後考えているか。

財務室：予算、決算等については、市長からしっかりと述べていただきたいと考えている。市長のYouTubeチャンネルもあるので、これらを活用しながら、市長から、市民にわかりやすい言葉で伝えてもらえるように、私たちからも伝えていきたいと考えている。特に、決算状況は、最低年に1～2回は、市長から市民に、メディアを通して、伝えていくようにしていきたいと考えている。

会長：財政状況について、絵、グラフ、数表等を用いて、視覚的にはわかりやすい形で出そうという努力はある。一方で、視覚障害者や高齢者等にとってわかりやすい財政白書のあり方について、本当に財政状況を市民に知ってもらうためには、まだまだ努力が足りないのではないかというご意見をいただいた。

委員：私から2点、お話をさせていただく。まず、1点目、財政白書は、財政健全化推進計画の後継という位置づけのようである。そうすると、財政白書も計画であると考え。財政健全化推進計画の内容は見えないものの、財政白書を計画と捉えると、抽象度が高い印象を受けた。

2点目は、少し皆さんと違う角度の話である。財政白書は、先ほど委員が仰ったように、視覚以外の情報提供のあり方等、検討すべき課題も多いとは思う。しかし、他自治体においては、配布されている資料編のようなものがPDFでホームページに掲載されているだけという事例もある。一方、財政白書は、挿絵や漫画等を用いて、かなり簡便に作成されており、これには、相当な骨折りがあったと思う。私は、その骨折りに敬意を表したい。本日も、様々な角度から、財政の内容に関して厳しい意見が出ているが、そういった厳しい意見が出るというのは、これを、わかりやすく、かつ、赤裸々にしているからであろうと思う。私も、令和11年以降に、基金を20億円取り崩すという計画を見て、それがどのように持続可能なのかという突っ込みをしたくなった。ただ、このように、赤裸々であるということこそが、財政運営制度の素晴らしさなのではないのかと思う。わかりやすい財政白書を出すことによって、例えば、パブコメやタウンミーティングといったところでいろいろな意見が出て、それが、予算策定、計画、政策の決定等に反映されていくのであれば、それは、財政運営制度としてはよいものであると考えることができるのではないかと、というのが私の意見である。

会長：その他特にご意見なければ、検証を進めていく。

まず、検証1の「制度が社会情勢に適合しているか」について、特に、財政白書が、財政運営の基本になっているという説明であった。もちろん、財政そのものは、毎年度の予算決算、執行処理、それらにかかわるすべてが関係しているが、財政運営制度としては、財政白書を柱にして条例に対応して、進めているとのことである。

財政白書は、これから明石市に投資をする人のためのものになっていないという意見があり、未来に向けての社会経済情勢に合っていないかもしれないということはあるかもしれない。しかし、現状は、財政の運営としては機能しているため、社会情勢に適合していると評価する。

検証2の「本市にふさわしい制度か」について、これは少し難しいところではあるが、財政白書は、SDGs推進計画や明石市の基本的な計画に沿った内容になっているため、適合していると評価する。

検証3「①参画と協働に基づくこと」について、財政白書を市民参画のもとでわかりやすく作成し、これを公表している。また、財政のプロセスについても、個々の事業において積極的に公表しているため、適合していると評価する。

検証3「②公正で透明であること」について、財政白書が、ユニバーサル、ユビキタスに対応できているかという点では若干疑問があるという意見もあったが、市の財政の「見える化」がなされており、透明性は一定程度高いものであった。多くの市民にとっては、ある程度目的を達成できるものであるため、適合していると評価する。

検証3「③効果的で効率的であること」について、これまでの財政運営、今後の見通しもしっかりと伝えているという説明だった。市民サービスのために必要な投資など未来を踏まえた効果や効率を、バランスよく財政のやりくりが行われており、適合していると評価する。

検証3「④施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと」について、実施結果に対する評価については、財政白書の毎年の更新や見直しを確認しなければ評価ができないかもしれないが、計画的な実施については、これまでの財政計画の反省を踏まえ、財政白書を中心として行われているため、適合していると評価する。実施結果に対する評価については、今後の2025年の財政白書で、どの程度反省がされているかということが問われるかもしれないということを申し添えておく。

以上がまとめだが、他にご意見はないか。

それでは、財政運営制度についての検証は、以上とする。

(2) 評価制度について

財務室：資料に基づいて説明

会長：ただ今の説明について、各委員からご意見、ご質問、検証結果に対する評価はないか。

委員：私からは、2点ある。まず1点目は、素案への意見募集結果に、条例の表記に関して、事業等しか規定されておらず、政策が入っていないとあった。逐条解説には、政策や計画についても評価することができるという説明されており、それでよいと思っていたが、改めて説明を見直すと、事業等に対する市民参画に関しては説明されているが、政策そのものに関する市民参画については説明がないと思う。政策に関する市民参画の考え方について伺いたい。次に、検証項目の3「③効果的で効率的であること」について、「効果的・効率的とはいえない」とあるが、なぜこのような評価になったのかについて伺いたい。

財務室：1点目の政策に係る市民参画の考え方についてであるが、まちづくりの方向性、施策や政策については、長期総合計画を定めて、これに基づいて進めている。長期総合計画は、SDGs推進協議会において、その進捗等について毎年度確認されている。また、中期計画については、5年で新しいものを作成し、検証を行うといった取組を進めている。このように、政策については、審議会による市民参画等が行われている。

2点目について、内部監査と包括外部監査で、検証の項目が重複したことがあり、この点において、効率的であるとはいえないと評価した。しかし、内部監査と包括外部監査は、その目的が異なっており、両方必要であると考えている。

委員：効果的であるとはいえないと評価した主体はどこなのか。

財務室：基本的には、事業課が自己評価を行う。自己評価の過程では、審議会等の市民参画手続も行われるものと考えている。

会長：両監査の項目の選定は、どのような手順で行うのか。

総務課：包括外部監査のテーマは、包括外部監査人が選定し、監査委員と協議した上で決める。例えば、委託契約に関する事務、公有財産に関すること等である。内部監査において監査を行う場合、各課等を単位として行うが、包括外部監査の場合は、例えば、市の委託契約全般に対して監査を行う。内部監査と項目が重複することもあるが、包括外部監査では、選定されたテーマについて全体の監査を行うことができるため、非常に効果的であると考えている。

委員：評価制度については、専門的なところもあり、参画と協働に基づいて行うことが難しいところであると思う。よって、私は、評価制度に携わる者には、謙虚さや市民に対する真摯な姿勢を期待する。また、内部監査や包括外部監査といった手厚い監査を受けているため、信頼性は、担保されていると思う。

会長：市民姿勢を忘れないで、規律性・自律性を持ちながら評価が行われることを期待するというご意見であった。

委員：検証シート2枚目「前回の市民検証報告書の意見に対する各年度の取組状況」の平成30年度以降の市の考え方や取り組み・対応状況の欄の1に「定量的な評価に努める」と記載されているが、具体的には、どのように定量的な評価を行っているのか。

財務室：基準を数値で示す等定量的にすることで、それを満たしたか、そうでないかがわかりやすいという考え方に基づき、事務事業点検シートの作成時には、庁内各課に対して、できる限り定量的な評価をお願いしている。

委員：結果だけでなく、プロセスの評価は、行っていないのか。

財務室：現在は、事務事業点検シートにプロセスの評価を記載することは求めている。プロセスの評

価を市民にわかりやすく公表するために、事務事業点検シートの記載方法を工夫するなど、今後の課題であると考えている。

会長：いずれも重要な意見であった。特に、数値で示すことができる成果や効果は対象が限定をされてしまうという特徴もあるため、定性的な評価をどのように考えていくかという貴重な指摘だった。また、評価結果に目が行きがちだが、プロセス評価をどのように行うかというご意見であった。他自治体では、プロセス評価を行っている事例もある。

委員：条例第29条第3項で、「評価に関し必要な事項については別に条例で定める。」と定められているが、まだ当該条例は制定されていないと聞いた。条例化することにより、評価制度の恣意的な運用を避けるというメリットや手続の安定性、統一性を図るといったメリットがあると考えますが、当該条例の制定に係る今後の方針について伺いたい。

財務室：評価制度について条例で定めることにより、恒久的で効率的な制度運営が図れるという面がある一方で、評価制度が固定化して、形骸化するというおそれがある。現状、事務事業点検シートの作成及び市議会への報告、行政計画作成過程における審議会手続のほか各市民参画手続の実施、包括外部監査、持続可能な財政運営を図るための財政白書の作成等多岐にわたる評価制度があり、これらが根付いているため、条例を制定せず、時世に応じた評価制度を実施している。今後については、他市の状況も参考にしながら、引き続き、検討していきたい。

委員：条例に、評価制度に係る条例制定について規定されているため、現在制定されていないことについて理由の説明が必要であると考えた。

総務課：先ほどの説明のとおり、市の評価制度としては、事務事業点検、決算審査等、幅広い評価制度が根付いている。一方、近年、新しい取組として、人・もの・お金の焦点を当てた評価制度を構築している。お金の焦点を当てると、これまでの財政状況とこれからの財政状況の「見える化」のための財政白書を作成した。ものに焦点を当てると、公共施設のあり方に係る検討をスタートさせている。そして、人に焦点を当てると、人材育成の観点から、評価制度も含めた人材育成の基本方針を改定予定である。これについては、昨年度からプロジェクトチームを立ち上げて、検討している。このように、明石市では、既存の実効性のある評価制度を運用しながら、様々な新しい試みを行っているところである。評価制度の条例化については、一長一短な面があり、すぐに条例化すべき、又は不要と判断するような具体的な事情もないため、現時点においては、引き続きの検討課題とし、他自治体の状況等も踏まえ、総合的に検討していきたいと考えている。

会長：条例化については、課題であり続けるため、評価制度をどう構築し、明石市にふさわしいものとなるか引き続き検討していただきたい。

委員：このような評価制度があることを知らなかったため、安心したというのが感想である。先ほど、人材育成について説明があったが、人は、とても大事だと思う。資料に、正規職員数が減少していると記載されていたが、財政白書の作成にもたくさんの労力がかかっていると思う。職員のモチベーションが維持されているのか少し不安に感じた。

委員：まず、質問であるが、評価制度は、基本的にPDCAサイクルを回すためのものだと思う。チェックした後、それがどのようにアクションに繋がっていったのかという、評価と施策との連続性は、「見える化」されているのか。これ以降は、質問ではなく意見であるが、先ほどの委員の意見と重複することかもしれない。このような評価制度は、相当なコストがかかるため、いわゆる「評価疲れ」が起こる。例えば、内部監査であれば、監査する職員が疲弊したり、監査される側の対策という部分でもかなり神経を擦り減らすことになる。包括外部監査であれば、相当な予算が使われる。こういったことを踏まえ、評価制度の運営は、ある程度のコストパフォーマンスを考えながら図られるべきである。評価しっ放しで、評価結果だけが文書で残るということであれば、いろいろとモチベーションが下がるのではないかと、ということを考えて。

財務室：事務事業点検シートの評価結果に基づき、市長と方針協議を行うことで、当該事業の継続、廃止、縮小、拡充、移管等について、市として一体性を持たせるような取組を行っている。このような取組については、市議会にも報告している。このような取組自体を、市民に公表するための文書等を作成しているわけではないので、「見える化」という点では、検討課題かもしれないが、当該取組に基づいて編成された予算を公表しているため、市民は、間接的に当該取組の結果を知ることができる。このようなことから、一定の「見える化」は行われていると考えている。

総務課：事務事業点検シートは、9月議会で決算の資料として、市議会に提供する。これを踏まえ、各事業について、決算審査のなかで、議会から様々な意見が出る。決算審査で出された議会の意見については、翌年度、市が措置状況について回答する。このように、内部的にも「見える化」をするというプロセスは、存在する。

会長：チェック、アクションの繋がりについては、難しいところではあるが、今後、より一層検討していただければと思う。

その他特にご意見なければ、検証を進めていく。

まず、検証1の「制度が社会情勢に適合しているか」について、委員から、政策の評価が、条例第29条に定められていないという確認があったが、長期総合計画等において、所要の市民参画手続が行われているとのことであった。全体としては、評価が行われているということで、適合していると評価する。

検証2の「本市にふさわしい制度か」について、条例が求める評価制度の条例化については、まだまだ検討の余地が大きく検討中ということだった。どのような条例にするのかというのは本当に大きな課題である。理念的な評価条例では策定する意味がない一方で、具体的に、「こういう評価をする。」という条例にすれば、途端に陳腐化してしまう。そういった問題もいろいろ検討されているところであると思うが、現行の評価制度については、適合していると評価する。

検証3「①参画と協働に基づくこと」について、評価のプロセスにおいては、参画や協働というのが難しいこともあり、進んでいないところもあるが、これについては、今後、工夫していただきたい。現状は、各事業や事業計画は、市民参画と協働で出来上がっており、各種の検討組織において評価されているということもあるため、適合していると評価する。

検証3「②公正で透明であること」について、各制度に基づいて、広く公表されているため、適合していると評価する。

検証3「③効果的で効率的であること」について、職員の負担といった観点、総務省の評価の見直し論にもあった「本当に役に立っているのか。」といった観点の議論もあった。明石市の場合、事務事業点検シートに基づいて、決算や予算が運用されており、適合していると評価する。なお、事務事業点検シートについては、十数年にわたって作り上げられた仕組みであるが、この仕組みが本当によい仕組みとして、適正に運用されているのかということについては、定性評価やプロセス評価など意見があったところであるが、時勢に応じ適宜見直しをお願いしたい。

検証3「④施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと」について、各事業点検、市長方針協議等の仕組みの中で、計画的に進められているという説明であった。チェック、アクションの連続性の不明瞭さ、内部監査及び包括外部監査の役割に応じた効果が発揮されているか等の議論があった。評価の仕組みそのものをどう評価するのかというのが非常に難しいところで検討を要するが、現行の仕組みの中で計画的に進められており、現時点においては、適合していると評価する。

以上がまとめだが、他にご意見はないか。

それでは、評価制度についての検証は、以上とする。

(3) 行政改革制度について

財務室：資料に基づいて説明

会長：ただ今の説明について、各委員からご意見、ご質問、検証結果に対する評価はないか。

委員：お金が絡むと成果をアピールしたくなるが、成果だけを聞くと、どうしても、「本当のところは、どうなのか。」と思ってしまう。素案に係る意見募集においても、土地を売って収支均衡というのは危ういのではないかとといったものがあったり、先日提出された意見書にも「もっとちゃんと言った方がよいのでは。」という趣旨の記載があった。やはり、市民としては、このような「悪いところも言ってほしい。」というマインドがあることを感じた。市長、議員は、良いところは言うが、インセンティブがないので、悪いところは言わない。そうなると暴露系というか、「実際は、こんなにやばいですよ。」といった情報が出回るリスクがある。市がフェアな立場で、市民に届くように情報を提供ことがすごく重要であると思う。

委員：公共施設の配置適正化について、コミセンの管理をまちづくり協議会に委託された目的、中学校コミセンの運営変更、高齢者大学の運営方針の変更について、人件費の削減等財政健全化に向けた取組であったのかと資料を見て初めて理解した。もし、この理解が正しいのであれば、私は、市民検証会議に参加したからわかったが、そうでなければわからなかった。市民に対して、もう少し丁寧な説明や周知が必要だったのではないかと思った。公共施設の配置適正化については、私の理解でよいのか。

財務室：公共施設の配置適正化とは、老朽化した公共施設のすべてをこれまで通りに維持していくことが難しいため、マネジメントしていかないといけないということである。例えば、古い施設の維持管理に経費がかかるため、電気代を減らす等見直しを行うといった取組である。コミセンについては地域移行を目指して取組を進めてきたものである。高齢者大学については行政改革といった面も含まれているかもしれないが、公共施設の配置適正化について市が検討しているテーマは、あくまでも、施設の老朽化に伴い、今後それをどうしていくかということについて

話し合っていこうというものである。

会長：公共施設の配置適正化とは、今後の人口動態を踏まえて、市民サービスをよりの確に届けるための施設の機能を再配置していくという考え方であると考えている。公共施設でどのような活動を行うのかということは、また別の観点ではあるが、生涯学習や地域福祉の分野でぜひ議論していただきたい。

委員：行政改革の中で、職員の手当の見直しは、やめて欲しいと思った。また、改革することが毎年定形化されているのではないかと感じたので、新しいことを取り入れることが必要であると思った。市のAI等への取り組み方、向き合い方について伺いたい。

総務課：ご指摘のとおり、行政改革というと事業を廃止する、経費を削減する、人件費を削るといった点がクローズアップされるが、デジタル化、AIの活用等のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の観点も非常に大事であると考えている。例えば、生成AIを業務で活用するために、昨年度、ツールを導入した。また、DXの面では、紙申請の電子化もある。このような事例が増えており、行政の仕組み自体を変え、仕事の流れを変えるという改革に繋げることを重視して進めている。

委員：AIは、何を使っているか。

総務課：チャットGPTのほかセキュリティ上、安全性が確保できたものをいくつか使える環境である。

委員：職員手当を下げるような改革の仕方は、よくないと思う。

委員：私は、明石市民なので、公共施設の統廃合や移転については、とても関心がある。市民視点でいえば、施設を廃止する場合、必要性についてはある程度説明があると思うが、なぜ当該施設を廃止し、別の施設の廃止を見送るのかといった優先順位に係る市の考え方が見えにくい。優先順位に係る基準等を周知しているか。他に工夫していることはあるか。

財務室：公共施設の見直しについては、第1期計画を10年間進めてきたところである。サービスコーナーについては、第2期計画の策定に当たり、利用率の推移をみていくこととしてきた。サービスコーナーは、マイナンバーカードの利用による証明書関係の取得が可能になったこと等から、利用率が大きく改善されなかったため、見直しが可能ではないかというところである。直近10年間においては、大きく施設の見直しを行っていないため、今後、公共施設のさらなる老朽化に伴い、施設の見直しを行う上では、優先順位も含めて、取組状況について、しっかりと「見える化」していきたいと考えている。

委員：公民館、図書館、コミセンの運営方法等を審議する公民館運営審議会という審議会があったと思うが、なくなった。市で決定する前に、このような審議会において、施設の必要性等について、市民の声を聞くことが大事であると考えている。このような審議会を復活していただきたい。

財務室：先ほど議論にあったサービスコーナーについては、第1期計画の中で、廃止も含めて検討する

と定めていた。このように、施設について、今後どうしていくのかというような方向性についてはまず計画でしっかりと謳ってきた。優先順位は別として、計画の中では、10年間で行う取組についてはしっかりと明記していきたい。計画は、決定ではなく、あくまで、今後の検討の方向性をまず市で示すものである。施設の廃止、見直し等については、地元の皆さんの意見をしっかりと伺う。当該施設を利用する団体、子ども等を含めて、いろいろな方の意見を踏まえて、今後の施設の方向性を見定めていきたい。市で先に方向性を決め、それが決定ということは、決してない。

会長：公共施設のなかでも、市民が利用する公の施設については、今後のあり方について、市民サービス、地域の方の思い等が集まった施設がたくさんある。参画と協働を謳う明石市としては、こうした施設の在り方についてこれを抜きにしては、考えにくい。今後の進め方、手順等について改めてご検討いただきたい。

委員：私は、心配事をお伝えしたい。先ほどから議論されているサービスコーナーは、現在、利用日を制限する取組が行われている。いずれ廃止されるのかという不安がある。明舞は、高齢者も多い。明舞近辺では、サービスコーナーは、高齢者等が対面で手続きができる唯一の施設である。このような人とコミュニケーションがとれる安心感がある部署は、残していただきたいと思う。また、先ほど別の委員も仰っていたが、私も手当の削減は、止めていただきたい。

会長：特にサービスコーナーについて慎重に検討していただきたいというご意見であった。

また、職員を疲れさせない、やる気が起きるような手当があればよいと思いながら聞かせていただいた。

委員：参画と協働に基づくという点に関して、お伺いしたい。先ほど事務局から、市で方向性を決めて、それで決定ということはないとの説明があった。私は、施設の在り方について協議を進める時は、全体的な方針の決定は、既に市で行われていて、ただの「ガス抜き」の場として、市民に対する協議の場が用いられているのではないかといった穿った見方をしていたため、この説明を聞いて少し安心した。そこで、仮に、市民の声を聞いた上で、本当に当該施設が必要となった場合であって、これをしないときの対応について伺いたい。無い袖は振れないと押し切るのか。または、他分野から予算を流用しないということは、広い視野で捉えた場合、政策決定の段階で、やはり優先順位がつけられているのではないかと考えるのだが、それについても説明を行うのか。通常、この手の説明は、縦割りのミクロの枠の中で「予算がない。」といった説明に終始するイメージがある。

財務室：実際、公共施設を維持していくためには経費がかかるため、当該施設が必要であれば、維持していくための取組が必要である。こういった取組を検討するに当たり、当該施設が存在すること自体にニーズがあるのか、当該施設で提供されているサービスを受けることができればニーズが満たされるのかという議論があると考え。後者の場合は、例えば、先ほど、職員と市民が対面して手続を行う場所が必要ではないかという意見があったが、この場合、こういったサービスを受けることができれば市民のニーズは、一定程度満たされることになる。このように、今後は特に、サービスに着目しながら、公共施設の配置適正化について見定めていく必要があると考えている。財源との兼ね合いで、取組は、一定程度進めていかなければならないため、

ご意見にあった優先順位といった観点もあるが、その妥協点を見出すためにも、「当該サービスは、他の施設でも行っている。」、「近くで、当該サービスを行っている施設がある。」といった説明ができるよう代替施設の検討も含めて行っていきたい。こういった取組について、大きく舵を取っていくことは、難しいこともあるが、必要な場合は財源をしっかりと確保し、市民の意見を聴きながら、随時進めていきたい。

委員：説明の意図は非常によくわかるが、その説明であれば、市民に対する協議の場とは、ガス抜き又は説得される場ということであると思う。やはり、参画と協働という限りにおいては、市民に対して、都合の悪いどろどろした話題を、赤裸々に伝えることが大切であると考えている。事務局の説明にあった代替的なサービスを受けられるからよいというのは、「説得される」といった性質の話であって、その背景には、「それ以上やる必要はない。」というある種の価値判断や政策判断がある。市としてそのような結論がすでに出ているのであれば、「よりこちらの方が大切であると考えている。」等といったことも含めて、市民に対して伝える方が、まさに参画と協働ということであると考えている。つまり、市民にとっても耳ざわりがあまりよくないことを積極的に伝えていく、本音のところを伝えていくことが、むしろ重要である、という意見である。

会長：そうした観点もぜひ、しっかり踏まえて今後の計画の運用をお願いしたい。

その他特にご意見なければ、検証を進めていく。

まず、検証1の「制度が社会情勢に適合しているか」について、DX化、AIの導入、業務の電子化等も進めており、一定程度、社会の変化にも対応しているため、適合していると評価する。なお、具体的な取組の中では、DX、AI等に関する記載があまりないため、どうなっているのかということを示し添えておく。

検証2の「本市にふさわしい制度か」について、長期総合計画中に、財政白書が位置付けられており、これが行政改革の内容を含むという説明であった。委員からは、それぞれにおいて、市民の意見をしっかりと聞いて欲しいという意見があったが、財政白書は、公共施設の配置計画、今後の施設建設に係る負担の問題等が的確に反映され、長期総合計画の趣旨に沿っており、安心で本市にふさわしい制度になっているため、適合していると評価する。

検証3「①参画と協働に基づくこと」について、各委員のご意見は、どうか。

委員：これについて、いろいろと意見を述べたが、市民に対する協議の場は、実際にはガス抜きの場として用いているのではなく、実際に、当該施設の必要性について、市民から十分な意見が出てきた場合にそれに応ずるという体制のもとで施策を進めている、との説明であった。また、各種行政改革の起点になる財政白書は、比較的赤裸々に状況を説明していることを踏まえると、参画と協働に基づくということがなされているとの印象を受けた。

会長：参画と協働は、必要に応じて実施をされていくこと、また、財政白書については既に、参画協働を実現するための重要な資料になっているという評価をいただいたが、適合していると評価してよろしいか。

各委員：異議なし。

会長：検証3「②公正で透明であること」について、悪いところが市民に伝わっていないのではないか

という意見もあった。一方で、それぞれの事業の推進については、事務事業点検シート等の議論の際に説明があったように、積極的に公開している。議論があった公共施設やその他行政改革の推進についても原則、情報公開がされているため、適合していると評価する。

検証3「③効果的で効率的であること」について、一昨年までの財政健全化推進計画で一定程度成果を出し、それに基づいた財政白書が進められている。財政白書の効率性は、現時点では評価できないが、これまでのものも踏まえて、効果的で効率的に行政改革を進められていることは間違いがないため、適合していると評価する。

検証3「④施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと」について、公共施設等については、計画的に統廃合を進めようとしている。また、行政改革全般については、財政健全化推進計画及びその後継の財政白書を通じて、実現していこうとしている。財政白書自体は、行政改革計画といった形式ではないが、その内容は、盛り込まれているため、適合していると評価する。これらの成果に対する具体的評価や、今年度、来年度の実施状況についての確に評価されているか、又は、されそうかということは、不透明なところであるが、新たな計画が始まったところであり、今後、評価を的確に進めていただくということで、適合していると判断する。

以上がまとめだが、他にご意見はないか。

それでは、行政改革制度についての検証は、以上とする。

会長：なお、情報公開制度における検証で明石市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）に係る制度の一部について、市民からご意見を頂戴していたところであるが、その内容をご承知のとおり2016年の行政不服審査法の改正に伴い、情報公開条例を改正し、情報公開に係る審査請求先を、情報公開審査会から行政不服審査会に移管したことについて、当該条例改正の前後で、大きな変化又はマイナスがあるのではないかというご意見であった。そのため、第4回の行政手続制度の資料でも説明があったとおり、条例改正当時の経緯等を確認したところ、行政不服審査法の改正に伴う制度改革の結果が、情報公開の仕組みの運用そのものに悪い影響を与えたというところは見出せなかったため、従来の判断は維持するというを念のため報告させていただく。

事務局：次回は9月29日（月）の午後1時から勤労福祉会館の多目的ホールにて行う。危機管理制度、総合計画制度、行政連携制度の3制度について検証いただく。資料は、机上配布している。正式な資料は2週間前までに市ホームページで公開し、会議当日に改めて配布させていただく。

3. 閉会